

## 電子契約に関するよくある質問と回答

質問	回答
電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
「電子契約利用申出書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	「電子契約利用申出書」は案件ごとに提出いただきます。契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定しても問題はありません。
契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要か。	契約締結権限者として、最低1つのメールアドレスが必要です。権限者の承認前に担当者などが確認処理を行いたい場合には、確認者用のメールアドレスを加えて設定することも可能ですので、社内規程等に応じて設定してください。(なお、確認者用のメールアドレスは、契約締結権限者と別々のメールアドレスを設定してください。)
契約締結権限者は、入札参加資格登録で提出した者(委任があれば受任者)とするべきか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方をご記載ください。
複数のアドレスを指定した場合、確認者が確認→契約締結権限者の確認という形でワークフロー化されるのか。	ご理解のとおりです。確認者による確認が完了すると、契約締結権限者に確認依頼メールが通知されます。
受注者側で契約締結権限者や確認者のメールアドレスを変更することができるか。	受注者側で変更することはできません。「電子契約利用申出書」に記載したアドレスから変更する場合には、速やかに契約担当課へ連絡をお願いします。

質問	回答
電子署名が付与された契約書は、どのメールアドレスに送付されるのか。	電子契約サービスで確認・承認処理を行った全員宛てに、締結済契約書を添付したメールが送付されます。また、契約書データはクラウドサインのサービスにも保管されます。
契約書以外の書類(着手届、管理技術者届等)について、電子契約サービスで送付可能か。	電子契約サービスでは契約書のみを取扱い、それ以外の書類は送付することはできないため、従来どおりの取扱いとなります。
署名前に契約書の内容の誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行います。却下理由を入力すると、その内容が契約担当者へ電子メールにより伝達されます。契約担当者は、内容を修正の上、改めて手続きを行います。
変更契約(金額・工期等)でも電子契約は可能か。	当企業団では、当初契約を電子契約で締結した場合のみ、電子契約を可能とします。(当初契約が紙文書での契約の場合は、変更契約についても紙文書での契約となります。) 契約関係書類の保存管理を一本化させるため、契約形態の統一にご協力願います。
締結済の契約書はどのように保管すればよいか。	締結済の契約書は、電子帳簿保存法に対応した形で保管する必要があります。なお、電子署名が付与された PDF ファイルが契約書の原本であり、プリントアウトした契約書については、捺印も電子署名も施されないため、「契約書の写し」の扱いとなります。

質問	回答
<p>過去の契約実績を証明するのに契約当事者双方が押印をした契約書を印刷して提出するケースがあるが、電子署名で契約の取り交わしをした際、契約書面には双方の押印がない。契約締結を証明するにはどうしたらよいか。</p>	<p>クラウドサインのフリープランに登録いただく必要がありますが、クラウドサイン上に保管されている各契約書の合意締結証明書をダウンロードすることが可能となっておりますので、合意締結証明書と PDF ファイルの印刷を提出していただければ問題はありません。</p> <p>→(参考)「合意締結証明書を発行する」外部サイト  <a href="https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219">https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219</a></p>
<p>同意処理した日付が契約日として処理されるのか。  また同意処理が遅れた場合はどのようなになるのか。</p>	<p>契約日＝同意処理(タイムスタンプ)の日付ではありませんので、電子契約の同意処理の日付に関わらず、契約書に記載されている契約日から効力を有します。</p> <p>同意処理の日付が契約書記載の契約日以降になっても差し支えありませんが、出来る限り早急に同意処理を行ってください。</p> <p>→(参考)「電子契約の締結日問題を解決—タイムスタンプとのズレは「バックデート」にあたるか   クラウドサイン」  <a href="https://www.cloudsign.jp/media/20200219-timestamp-backdate/">https://www.cloudsign.jp/media/20200219-timestamp-backdate/</a></p>
<p>契約締結後の PDF ファイルの名前は変更しても法的に問題ないか。</p>	<p>PDF ファイルの名前を変更しても問題ありません。なお、PDF ファイルの内容を編集すると電子署名は無効となりますのでご注意ください。</p>